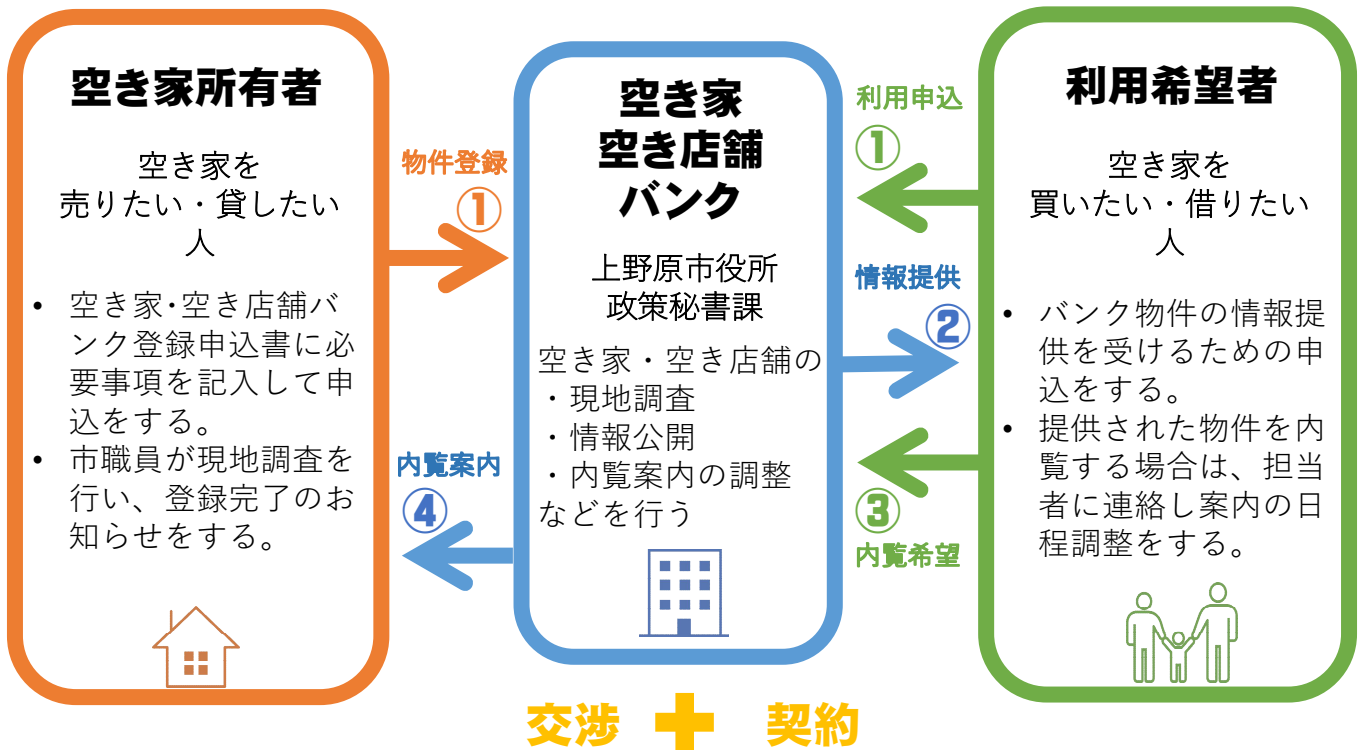


空き家・空き店舗バンク制度 物件の登録について

空き家・空き店舗バンク制度は、空き家・空き店舗を貸したい方（所有者）と、空き家・空き店舗を利用したい方（利用希望者）とを結びつける制度です。空き家バンクに登録していただいた物件は、利用希望者に情報提供を行い、利用者を募ることができます。なお、実際の契約関係については、原則として関係法令により資格を有する者（山梨県宅地建物取引業協会）または個人間で実施していただくこととなります。

【事前確認】

- ◆ 空き家(営利目的で建築された貸家等は除く)、空き店舗(事業用の建物) 又は建物の跡地(宅地)であること
- ◆ 権利関係に問題がない物件であること(未相続等の場合は要相談)
- ◆ 老朽化が著しく危険な物件ではないこと



山梨県宅地建物取引業協会

交渉・契約は所有者と利用希望者の当事者間で行うか、宅地建物取引業者に仲介を依頼することもできる。



Check!

市は物件の売買契約等には関与しません。

注：宅地の場合は売却のみ取り扱っております。

空き家(空き地)・空き店舗を売りたい・貸したい方の手順

1. 物件の登録



上野原市役所(政策秘書課政策担当)へお問い合わせください。制度についてご説明をさせていただきます。物件の所在地、所有者の連絡先などをお伺いし、「空き家・空き店舗バンク登録申込書」に必要事項を記入していただきます。登録期間は登録された年度終了後2年間です。

※必要書類

- 空き家・空き店舗バンク登録申込書
- 空き家情報カード
- 誓約書
- 土地及び建物の全部事項証明書の写し(売買希望物件のみ)
- 固定資産税課税明細書もしくは固定資産税評価証明書の写し
- 身分を証明できるものの写し

書類審査

申込書の提出後、書類の審査を行います。この間に不明な点があれば担当者から申請者にご連絡することがあります。登録決定になりましたら、市より「空き家・空き店舗バンク登録決定通知書」を交付いたします。

2. 物件の現地調査



市職員が現地に伺い、物件の外観や内部の写真を撮影し設備状況や間取りなど必要な情報を確認します。調査情報を基に物件の調書を作成し、所有者に内容を確認していただきます。

3. 空き家・空き店舗バンクでの公募



初めに、移住相談をしてバンク登録物件の情報提供を申し込んでいただいている方々に物件のご紹介をした後、市のホームページなどで情報を公開し、広く利用希望者を募集します。複数申込があった場合は、所有者に交渉相手を選んでいただきます。

4. 物件の内覧・交渉申込



利用希望者からの物件内覧の申込があった場合は、日程などを調整し、担当者が内覧のご案内をします。交渉申込があれば、担当者より所有者へご連絡させていただきます。

5. 交渉・契約



諸条件を整えたうえ、交渉をしていただきます。

契約は、当事者間による直接型又は、市が斡旋する第三者(宅建取引の資格を有する者)に依頼する間接型のいずれかを選択していただきます。間接型の場合は、法律に基づき仲介行為に係る報酬等をご負担していただきます。

【問い合わせ先】 上野原市役所 政策秘書課 移住コーディネーター 加藤・吉岡
電話:0554-62-3191